

＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見

～ 担い手の確保と農地の継承に向けた支援施策の強化を ～

東京の貴重な農地を将来にわたり守り、農業を振興するためには、経営として成り立つ農業の確立が非常に重要である。後継者等の就農を促進して東京農業の担い手を確保するためにも、担い手を支援する施策のさらなる強化が求められている。

よって、東京都におかれては農業振興と農地保全に関する施策において下記事項を実現されるよう、東京都農業会議臨時総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 担い手に対する支援施策の強化

(1) 農業後継者や新規就農者に対する支援の強化

将来にわたり東京の農地を守り農業を発展させるためには次世代を担う農業者の確保が不可欠であることから、農業後継者や新規就農者等の就農促進や経営支援の施策を一層強化すること。

(2) 認定農業者制度等を運用する区市町村に対する支援体制の強化

区市町村では認定農業者制度や認定新規就農者制度を運用するにあたり、申請する農業者がより良い農業経営改善計画や青年等就農計画を作成できるよう、きめ細かく制度説明会や個別相談会を開いている。認定農業者の新規認定件数を増やし再認定を促進するためには、こうした取組に対する専門的な支援が必要であることから、都においては支援体制を抜本的に強化すること。

(3) 農業改良普及事業の強化

都の農業改良普及事業については農家の経営改善や農業技術の向上、農業後継者の育成や新規就農者への支援等に大きな役割が期待されることから、普及指導員を大幅に増員し事業を強化すること。

(4) 補助事業の拡充と要件等の見直し

高度な技術の導入や施設化、販売力の強化等に対し意欲の高い農家を積極的に後押しするため、補助事業の予算を大幅に拡充すること。なお、農家戸数が少ない地域においては事業を受けるためのグループ結成が難しいことや、経営スタイルが非常に多様化している東京農業の状況を踏まえ、事業対象については原則を3戸以上から個別経営体とすること。

(5) GAP認証取得農家への支援

GAP認証の取得を促進するためにも、認証を取得した農家と、流通業者、小売業者、飲食業者等との橋渡しやマッチングを行う施策を確立すること。

- (6) 経営向上を後押しするセミナーや視察研修会開催への支援
意欲的な農業者が高度な経営手法や生産技術を習得する機会を増やすため、区市町村や団体が取り組むセミナーや視察研修会等に対する支援を強化すること。
- (7) 認定農業者を目指す農家に対する支援施策の確立
担い手を支援する各種支援事業の対象については、一定の規定を設けたうえで認定農業者を目指す農家にまで拡大すること。

2. 担い手の組織化やネットワーク構築に対する支援施策の確立

- (1) 区市認定農業者等の組織化ならびに組織活動に対する支援
認定農業者制度が定着したもとの、区市段階の認定農業者の組織が少しずつ増えていることから、その流れを後押しするとともに、そうした組織の活動を支援する施策を確立すること。
- (2) 都段階のネットワーク構築に対する支援の強化
区市段階の認定農業者組織等を横断する都段階のネットワークを構築するための取組に対する支援を強化すること。
- (3) 女性農業者のネットワーク構築に対する支援の強化
農業経営における女性の役割が大きいにもかかわらず活躍の場がまだまだ限定的であることを踏まえ、女性農業者が仲間をつくり相互研鑽をはかる場となるよう組織化やネットワークの構築に対する支援を強化すること。

3. 次世代の担い手に都市農地を継承するための施策の確立

- (1) 都市農地の継承等に関する相談窓口の設置
都市農地に関する制度等については、度重なる改正によりその仕組みが煩雑になっており、さらには個々の農家によっても状況が異なることから、次世代に農地を継承しようとする都市農家には広範かつ専門的な知識を備えた相談窓口が必要である。そこで、都市農地制度や税制、各種施策等について農家からの相談に総合的に対応できる窓口を設置すること。
- (2) 農地保全とまちづくりに関する調査・研究予算の確保
今後、東京の農地を次世代に残すためには、都市農地制度を活用するとともに、田園住居地域の指定をはじめ、特別緑地保全地区制度など緑地・景観を保全する法制度も含めて農業政策と都市政策の垣根を越えた多様な手法の構築が求められている。そこで、農地保全とまちづくりに関する総合的な政策について調査・研究するための予算を措置すること。

令和元年8月21日

一般社団法人 東京都農業会議 臨時総会